

(仮訳)

2022年6月28日付連邦法第207-FZ号

「連邦法『ロシア連邦における外国市民の法的地位について』の改正について」

署名年月日：2022年6月28日、公布：2022年6月30日

2022年6月15日 国家院にて採択

2022年6月22日 連邦院にて承認

第1条

2002年7月25日付連邦法第115-FZ号「ロシア連邦における外国市民の法的地位について」

(ロシア連邦法令集、2002年、第30号、掲載番号3032；2006年、第30号、掲載番号3286；2007年、第49号、掲載番号6071；2008年、第19号、掲載番号2094；第30号、掲載番号3616；2009年、第19号、掲載番号2283；2010年、第21号、掲載番号2524；第40号、掲載番号4969；第52号、掲載番号7000；2011年、第1号、掲載番号29；第13号、掲載番号1689；第17号、掲載番号2321；2012年、第53号、掲載番号7645；2013年、第23号、掲載番号2866；第27号、掲載番号3461、3477；第30号、掲載番号4036、4037、4057、4081；第52号、掲載番号6955；2014年、第16号、掲載番号1828；第19号、掲載番号2311、2332；第48号、掲載番号6638；第49号、掲載番号6918；2015年、第1号、掲載番号72；第21号、掲載番号2984；第27号、掲載番号3951、3990；第29号、掲載番号4339；第48号、掲載番号6709；2016年、第1号、掲載番号58；2017年、第17号、掲載番号2459；第31号、掲載番号4765；2018年、第1号、掲載番号82；第53号、掲載番号8454；2019年、第18号、掲載番号2224；第23号、掲載番号2904；第25号、掲載番号3164、3165；第31号、掲載番号4416；2020年、第6号、掲載番号595；第31号、掲載番号5027；2021年、第1号、掲載番号56；第9号、掲載番号1469；第27号、掲載番号5102、5185；2022年、第14号、掲載番号2200) に下記の改正を加える：

1) 第3条：

a) 「法令」の語を「1. 法令」の語に置き換える：

b) 下記の内容の第2項を追加する：

「2. 国家安全保障の確保、内外政のその他の課題の解決を目的として、外国市民の個々のカテゴリーの、一時的性質を有する法的地位の特徴は、ロシア連邦大統領令によって決定される場合がある。」；

2) 第 8 条第 2 項に下記の内容の第 16 号を追加する：

「16) 情報技術領域におけるスペシャリストであり、情報技術分野における事業を遂行し、かつロシア連邦政府が定める手順に則り情報技術分野での事業を遂行する事業体の国家認定書類を取得している事業体（技術導入特別経済区のレジデントの地位を有する事業体を除く）との間で労働契約または役務の遂行（サービスの提供）に係る民事契約を締結している外国市民、およびその家族構成員（夫〔妻〕、子ども〔養子を含む〕、子どもの配偶者、親〔養父母を含む〕、親の配偶者、祖母、祖父、孫）。」；

3) 第 9 条に下記の内容の第 8³ 項を追加する：

「8³. 本条第 1 項および第 2 項に定めのある場合、ならびに、情報技術分野における事業を遂行し、かつロシア連邦政府が定める手順に則り情報技術分野での事業を遂行する事業体の国家認定書類を取得している事業体（技術導入特別経済区のレジデントの地位を有する事業体を除く）との間における労働契約または役務の遂行（サービスの提供）に係る民事契約の解消日より 30 労働日以内に、情報技術領域におけるスペシャリストである外国市民が当該の事業体との間で新たな労働契約または役務の遂行（サービスの提供）に係る民事契約を締結しなかった場合、あるいは当該の事業体の国家認定が取り消された場合には、本連邦法第 8 条第 2 項第 16 号に記載されている外国市民およびその家族構成員の居住許可証は取り消される。」；

4) 第 13 条第 4 項に下記の内容の第 14 号を追加する：

「14) 情報技術領域におけるスペシャリストであり、情報技術分野における事業を遂行し、かつロシア連邦政府が定める手順に則り情報技術分野での事業を遂行する事業体の国家認定書類を取得している事業体（技術導入特別経済区のレジデントの地位を有する事業体を除く）との間で労働契約または役務の遂行（サービスの提供）に係る民事契約を締結している外国市民。」

第 2 条

本連邦法は、その正式な公布日より効力を発する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン